

市の職員数や給与についてお知らせします

市では、人事行政の公平性と透明性を高めるため、市の職員数や給与の状況について公表を行います。

人事関係では、職員数や休暇、福利厚生等の状況について、給与関係では、普通会計（水道・下水道事業などの特別会計を除く）に属する職員の給与と各種手当の状況および市長など特別職の報酬についてお知らせします。

なお、詳細な内容を市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

《問合せ》職員課



人事関係

1. 職員の任免および職員数の状況

(1) 採用と退職 (平成18年度中) (3) 部門別職員数の状況

身分上の職名	職 種	採用	退職
事務吏員	一般事務職	4人	14人
	介 護 職	-	1人
技術吏員	土木技術職	1人	2人
	保 健 師	2人	-
消防吏員	消 防 職	2人	2人
教 員	幼稚園教諭	1人	1人
技能職員	技 能 職	-	1人
労務職員	労 務 職	-	1人
合 計		10人	22人

部 門	区 分	職員数		対前年増減数
		18年度	19年度	
一般行政部門	一般管理	407人	387人	20
	福 祉	219人	212人	7
	小 計	626人	599人	27
特別行政部門	教 育	172人	193人	21
	消 防	128人	128人	0
	小 計	300人	321人	21
公営企業等会計部門	水 道	45人	40人	5
	下 水 道	36人	33人	3
	そ の 他	48人	50人	2
	小 計	129人	123人	6
合 計		1,055人	1,043人	12

地方公共団体定員管理調査による職員数で教育長を含む職員数。両年度とも4月1日現在の数値。

(2) 昇任と降任 (平成18年度中) (4) 定員管理適正化計画の年次別推進状況の概要

区 分	昇 任	降 任
部 長 級 以 上	3人	-
課 長 級	7人	0人
課 長 補 佐 級	18人	0人
係 長 級	35人	0人
主 任 以 下	-	0人
合 計	63人	0人

昇任とは、現在の職より上位の職に任用されること、降任とは、現在の職より下位の職に任用されることです。

区 分	人数（進捗率）		17～22の 数値目標	22年度
	17年度	19年度		
一般行政部門	641人 (-)	599人 (46.7%)	90	551人
特別行政部門	300人 (-)	320人 (117.6%)	17	317人
公営企業等会計部門	134人 (-)	123人 (35.5%)	31	103人
合 計	1,075人 (-)	1,042人 (31.7%)	104	971人

(3)部門別職員の状況と比較した場合、教育長は対象外になります。行革大綱に基づく平成19年4月の組織改革(こども部門の統一等)により、計画の見直しを行っています。

2. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 基本的な勤務時間

職員の勤務時間は、1日8時間、1週間40時間です。

(平成19年4月1日現在)

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
一般の職員	午前8時30分～午後5時15分	勤務時間中において45分

平成19年4月1日から勤務時間中の休憩時間(15分間を2回)を廃止し、平成19年11月1日から勤務時間を午後5時30分まで、休憩時間を60分に変更しています。

(2) 休暇

(平成19年4月1日現在)

種類	内容	
年次有給休暇	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とし、職員が請求したときに付与される休暇 1年度につき20日以内	
病気休暇	負傷または疾病の療養のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、必要最小限度の期間について認められる休暇 120日以内	
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇 連続する6カ月の期間内	
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇 1年度につき 30 日以内	
特別休暇	特別な事情により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	
	結婚休暇	5日の範囲内の期間
	妊娠中または出産後の通院休暇	必要と認める時間
	分べん休暇	出産予定日の8週間前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの範囲内の期間
	配偶者出産休暇	2日の範囲内の期間
	男性職員の育児参加休暇	5日の範囲内の期間
	忌引休暇	続柄に応じた範囲内の期間
	夏季休暇	5日の範囲内の期間
その他	育児休暇、子の看護休暇、生理休暇、父母の祭り休暇、ボランティア休暇、骨髄提供休暇	

男性職員の育児参加休暇について、平成19年10月1日から7日の範囲内の期間に変更しています。

(3) 年次有給休暇の取得状況

(4) 育児休業の取得状況

(平成18年度)

(平成18年度)

総取得日数	9,171日
対象職員数	1,055人
平均取得日数	8.7日

平成18年度に新規に育児休業を取得した者	4人
平成17年から引続いている者	12人

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度です。育児休業期間中は、給与は支給されません。

3. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合などに、公務能率の維持を目的として、降任、免職、退職、降給させる不利益処分のことをいいます。

(平成18年度中)

種類	降任	免職	退職	降給
処分件数	0件	0件	19件	0件

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合に免職、停職、減給、戒告となる不利益処分をいいます。

(平成18年度中)

種類	戒告	減給	停職	免職
処分件数	10件	2件	0件	0件

4. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修

(平成18年度)

種別	派遣先・内容など	受講者数
派遣研修	自治大学校	3人
	兵庫県自治協会(簿記・選挙事務研修ほか)	106人
	兵庫県自治研修所(行政法・民法研修ほか)	61人
	但馬広域行政事務組合(中堅・新任職員研修ほか)	151人
	全国市町村国際文化研修所(国際交流基礎ほか)	6人
庁内研修	人と未来防災センター(災害対策)	2人
	メンタルヘルス研修(一般職員、管理・監督職員対象)	183人
	接遇研修	98人
	勤務評定者研修(管理・監督職員対象)	39人
自主研修	人権研修	98人
	通信教育(地方行政実務コースほか)	29人
	自主研修支援事業	13人
合計		789人

(2) 勤務成績の評定の状況

現在、適切な人事管理を行うとともに、職員の意欲向上など人材育成を目的として、適正かつ公平な勤務評定を行うため、管理・監督職を対象とした勤務評定者研修を実施するなど、その制度の確立に向けて準備を進めています。

(平成19年度実施)

5. 職員の福利等の状況

(1) 職員の福利厚生の状況

(平成18年度)

種別	内容
健康管理	定期健康診断、成人病健診、腰痛健診などの健康診断・検査および破傷風、B型肝炎の予防接種を実施
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合による実施
互助会制度	兵庫県町村職員互助会または兵庫県学校厚生会による実施

(2) 公務災害の状況

職員が、公務上の災害または通勤上の災害を受けた場合は、その災害によって生じた身体的損害に対する経済的補填があります。

(平成18年度)

項目	発生件数
公務災害	7件
通勤災害	2件